平成27年度

第１回六ヶ所村総合教育会議議事録

総務課

平成 27 年度第１回六ヶ所村総合教育会議

１．日　時　　平成 28 年 1 月 20 日（水）11:00～11:30

２．場　所　　六ヶ所村立中央公民館会議室

３．出席者

六ヶ所村長		戸　田　　衛
六ヶ所村教育委員会教育長		橋　本　博　子
六ヶ所村教育委員会委員		工　藤　健　司
〃		橋　本　篤　哉
〃		伊　藤　夏　子
〃		築　田　信　義

４．事務局

総務部門総務課	課　長	川　畑	和　光
	課長補佐	市　川	秀　和
教育委員会学務課	課　長	福　岡	剛
	課長補佐	赤　石	雄　樹
〃　教育政策室	室　長	沢　田	真　也

５．会議次第

（１）開会

（２）村長あいさつ

（３）議事

①六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）について

②六ヶ所村教育施策の大綱（案）について

（４）その他

（５）閉会

６．会議の概要

【川畑課長】

定刻となりましたので、ただ今から、平成 27 年度第１回六ヶ所村総合教育会議を開催します。開催に先立ちまして、戸田村長からあいさついただきます。

【戸田村長】

六ヶ所村総合教育会議の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、ご多忙中のところ会議にご出席いただきありがとうございます。また、橋本教育長をはじめ教育委員の皆様には、日ごろから村教育行政の充実と発展に多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まずはじめに、本来であれば、この総合教育会議は、昨年９月に橋本新教育長を選任した後、速やかに開催すべきところでしたが、欠員となっていた教育委員を選任し、４人の委員が全員そろってから開催したいとの思いもあり、本日の開催となったことをご了承いただきたいと思います。

さて、本日開催の六ヶ所村総合教育会議は、昨年施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により新しく設置された会議であります。この度の改正は、教育委員会における委員長と教育長の責任の不明確さ、いじめ問題に対する迅速な対応の必要性など、これまでの教育委員会制度における諸課題の解決に向けてのものであると認識しております。

しかしながら、村はこれまでも教育行政については、皆様からご意見を伺うなど、意思疎通を図りながら進めてきているところであり、これからもその考えに変わりはありませんが、改めてこの総合教育会議という場で、皆様と忌憚なく意見交換ができますことは大変意義深く、貴重であると感じております。

村では、平成 28 年度から 10 年間に渡る「第４次六ヶ所村総合振興計画」をスタートさせ、「郷土（ふるさと）を愛し、未来（あした）へ躍進」を基本理念とし、様々な施策を展開していくこととしております。

その中でも、将来の六ヶ所村を担う人材の育成は、重要な戦略の一つと考えております。

私は、確かな「教育」によって、幅広く、理解力の高い、粘り強い人材を育てることが大切であると考え、地域社会と一体となり、しっかりとした「教育」で人材を育てることは、その地域が持続可能な発展を遂げることができる第一歩だと思っております。

皆さまには、村の教育の充実に向けて、この会議が有意義な協議の場となりますよう、ご協力をお願い申し上げ、一言、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【川畑課長】

第１回目の会議なので、当会議の構成を簡単にご説明いたします。こ

の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第２項の規定により、地方公共団体の長として村長、教育委員会として教育長及び教育委員が会議を構成することとなっております。

通常であれば、委員の紹介をするべきですが、皆さん、お互いをよくご存じだと思いますので、委員の紹介は省略させていただき、さっそく議事に入りたいと思います。

当会議は、法に基づき村長が招集することとなっていますが、会議の進行等については定められておりません。そのため、大綱を審議していただく前に、六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）で、会議の議長等具体的な定めをする必要があります。

会議の議長は定められていない状況ですが、以降の進行は村長にお願いしたいと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。

【委員】異議なし

【川畑課長】

委員の皆様に同意いただきましたので、村長に進行をお願いいたします。

【戸田村長】

委員の皆様にご承認いただきましたので、進めさせていただきます。それでは、議事の進行に入ります。

その前に、本日は第１回目の会議であります。また公開での会議となりますので、まずは、事務局から総合教育会議とはどういうものかを村民の皆様にお知らせするという意味で、説明をお願いします。

【市川課長補佐】

総合教育会議につきましてご説明をいたします。配布してある資料１Ａ３サイズの両面カラー印刷の資料になります。こちらをご覧ください。

こちらは、平成 26 年６月 20 日に公布され、昨年４月１日から施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要を説明するために、文部科学省が作成したパンフレットです。こちらのパンフレットをもとに説明してまいります。

このたびの法改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、

首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行おうとしたものです。

主な改正点といたしましては、ポイント１として、教育行政の責任体制を明確化するため、新たな責任者として、教育委員長と教育長を一本化した「新・教育長」を置くこと。ポイント２として、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するとともに、会議の透明化を図るため、議事録の作成と公表を努力義務としたこと。ポイント３として、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」の設置を義務付けたこと。ポイント４として、首長に、教育に関する総合的な施策の「大綱」の策定を義務付けたこととなっています。

それでは、総合教育会議について説明いたしますので、ポイント③をご覧いただきたいと思います。

「総合教育会議」は村長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、全ての地方公共団体に設置が義務付けられたものであります。

教育に関する予算の編成・執行や条例案の提出など、重要な権限を有する村長と、公立学校の設置・管理・廃止や教職員の人事など教育に関する事務の管理・執行権を有する教育委員会が、会議において協議・調整をすることにより、教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されるものであります。会議の設置に関し、法で定められております主な事項といたしましては、１つ目として、会議は村長が招集し、原則、公開で行われること。２つ目として、会議の構成員は村長と教育委員会であること。３つ目として、協議・調整する事項は、①教育行政の大綱の策定に関する事項、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等のため緊急に講ずべき措置となっています。以上が、総合教育会議の概要となります。

【戸田村長】

事務局からの説明が終わりましたので、議事に入ります。

第１号「六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）」について、事務局の説明をお願いします。

【市川課長補佐】

それでは、ご説明いたします。

総合教育会議の運営に関し必要な事項につきましては、法に定めるも

の、具体的には、招集の案件の規定、必要に応じて有識者から意見聴取ができることなど以外は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第９項の規定により、総合教育会議が定めることとされております。第１回目の総合教育会議の開催に当たり、六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）をお諮りいたします。

お手元に配付しております資料の１ページをご覧ください。

それでは第１条から順次ご説明いたします。第１条（趣旨）は、法の規定に基づき、六ヶ所村総合教育会議、以下「会議」と申します。その運営に関し、必要な事項を定める旨を規定しております。第２条（会議の招集）は、村長が会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所、及び協議・調整事項を出席者に通知する旨を規定しております。第３条（議長）は、村長が行う旨を規定しております。第４条（公開）については、会議は公開であり、特に必要と認める場合に限り、協議の上、非公開にできる旨を規定しております。第５条（議事録の作成及び公表）では、会議の議事録の作成や、公表に関することを規定しております。第６条（事務局）は、総務部門総務課に置く旨を規定しております。第７条（その他）は、この要綱に定めがない事項で必要な事項は、村長が会議に諮り定める旨を規定しております。本則は以上です。

次に附則ですが、この要綱の施行期日について規定するもので、本会議においてご了承いただけた場合は、本日、平成 28 年１月 20 日が施行日となります。会議終了後に公布することとなります。以上が、六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱（案）の説明となります。

【戸田村長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明にご意見、ご質問などがありましたお願いいたします。

【委員】修正等の意見なし

【戸田村長】

特にご意見やご質問がないようであれば、議事第１号を決定し、本日から施行することとします。会議の運営に関するものであり、特に定めのないものは、この会議に諮って決めていくというものですので、この要綱案で運営していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今決定した六ヶ所村総合教育会議の運営に関する要綱に基づき、議長として、議事の進行をさせていただきますので、引き続きご

協力をお願いいたします。
　議事第２号「六ヶ所村教育施策の大綱（案）」ですが、議事に入る前に、事務局から大綱とはどういうものかを説明願います。

【市川課長補佐】
　それでは大綱について、説明させていただきます。
　さきほどの資料１をもう一度ご覧ください。パンフレットをお開きいただき、資料１と記載している側の右下のポイント④をご覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第１条の３第１項に規定する「大綱」とは、教育基本法第 17 条第１項に規定する基本的な方針を参酌、参酌とは「参考にする」という意味となります。参酌しながら、その地域の実情に応じ首長が定める、「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本的な方針」のことです。大綱を策定する際は、総合教育会議において、首長と教育委員会との間で、十分に協議し、調整を尽くすことが重要とされております。大綱は、教育行政に地域住民の意向をより一層反映させることを目的として、民意を代表する立場の首長が定めることとされております。策定した大綱に記載された事項の執行に当たりましては、村長と教育委員会、それぞれが所管する事務の職務権限に基づき、執行していくこととなります。
　以上が、「大綱」の概要となります。

【戸田村長】
　引き続き、六ヶ所村教育施策の大綱（案）について、説明願います。

【市川課長補佐】
　大綱（案）について、ご説明します。
　繰り返しになりますが、「大綱」は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しながら、その地域の実情に応じ首長が定める、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標、あるいは根本的な方針というのが法の考え方となっています。
　村では、村政運営の最上位計画である「総合振興計画」が、平成 28 年度から展開されていくこととなっています。そのため、大綱はその計画と整合性がとられるべきものである。また、大綱の性格上、具体的な実施計画ではなく、基本的な方向性や理念等を定めるべきものと考え、その総合振興計画の教育に関する計画から柱となる部分のみで構成してい

ます。
　まず第１大綱策定の趣旨として策定の根拠と基本的な考え方を、第２大綱の実施期間として 28 年度から 32 年度までの５年間を実施期間としています。また、上位計画等が見直しとなった場合などには、大綱を見直すことが出来ることとしています。第３基本方針として、総合振興計画のまちづくりの目標及び施策の大綱を基本方針として、“人財は力”を高めるために～『未来を支える人と文化を育てる』を掲げています。第４基本計画として、①教育環境の充実、②生涯学習・スポーツの振興、③地域文化の創造、④多様な交流の推進、⑤人材育成の推進の５本を掲げています。これらを基に、それぞれ実施計画等を作成し対応していくこととなります。
　以上が大綱（案）の概要となります。

【戸田村長】
　事務局からの説明が終わりました。今説明のあった大綱案につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。

【委員】修正等の意見なし

【戸田村長】
　特にご意見等はないでしょうか。ないようでしたら、私から事務局に１点確認をしたいことがあります。
　村の総合振興計画は平成 28 年度から平成 37 年度まで 10 年間ありますが、その総合振興計画は 10 年間なのに、教育総合会議での大綱は５年間として策定案が提出されています。あとの５年間の教育の方向性は定めないのですか。

【市川課長補佐】
　いえ、定めます。大綱の計画の期間中であっても、随時の見直しをかけますし、少なくとも、計画期間の終了までにその後の５年間のための大綱をつくります。

【戸田村長】
　総合振興計画との整合性をとっておかないと、総合振興計画は 10 年間だ、こちらの教育の大綱は５年間だとなると整合性がとれないと思い、考え方を伺いました。

【市川課長補佐】
　村長からご指摘があったように、総合振興計画は 10 年であり、教育施策の大綱を５年となっています。大綱を５年としたのは、策定の根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律において想定されている期間が４年から５年であることや、策定すべき委員の方々の任期等も考慮すれば、10 年間という期間の計画をこちらの大綱で作るのは馴染まないと思い、５年間としました。先ほどご説明したとおり、大綱につきましては、計画期間中の５年間における様々な状況に応じまして、見直しを図ることも考えられますし、次期大綱については、その策定時期の社会情勢や地域の実情を踏まえながら策定することになると思います。いずれにしても、この大綱自体がなくなるものではなく継続して策定していくものであります。

【戸田村長】
　いかがでしょうか。委員の皆様はご理解いただけましたでしょうか。
　それでは、ご意見等々ない様でございますので、事務局の案の六ヶ所村教育施策の大綱として決定します。
　以上で、本日の議事はすべて終了しましたが、お集まりの機会でもありますし、何かありましたらご発言いただきたいと思います。

【委員】意見なし

【戸田村長】
　それでは、特にご意見等もないようですので、これをもちまして第１回六ヶ所村総合教育会議を終了します。ご協力ありがとうございました。
　ここからは、事務局に進行を返します。

【川畑課長】
　事務局から、連絡があります。
　本日の会議の議事録は、作成したのち、皆さんからご確認いただいた後に公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。
　以上をもちまして、平成 27 年度第１回六ヶ所村教育総合会議を閉会します。
　大変お疲れ様でした。